

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱

沼津市告示第74号

令和5年3月29日

(趣旨)

第1条 市長は、本市におけるスポーツ大会・イベント及びスポーツ合宿の開催を促進し、もって本市の産業振興並びに地域活性化を図るため、市内でスポーツ大会・イベント及び合宿（以下「スポーツ大会・合宿等」という。）を主催又は主管する団体（以下「主催者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 肉体的鍛錬や技能向上を主たる目的にした活動で、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第1条で規定する東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会において実施した競技及び市長がこれに準ずると認めるものをいう。
- (2) スポーツ合宿 スポーツに係る技能強化又は基礎体力の向上を目的に行う、宿泊を伴う事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設をいう。
- (4) 宿泊者 前号に定める宿泊施設に宿泊する者のうち、選手及び指導者等（監督又はコーチ等主催者等に属する者をいい、保護者、付添人等は含まない。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、スポーツ大会・合宿等の主催者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主催者等の代表者及び構成員が沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) スポーツ大会・イベント

ア 本市の区域内で開催される新規のスポーツ大会・イベントであること。

イ 県外からの参加者がいること。

(2) スポーツ合宿

ア 本市の区域内で開催されるスポーツ合宿であること。

イ スポーツ合宿における宿泊者数が5人以上であること。

ウ 市内の宿泊施設に宿泊し、その延べ宿泊数（1回のスポーツ合宿における、スポーツ合宿に参加した宿泊者全体の宿泊施設における宿泊数の合計をいう。

以下同じ。）が10泊以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とした事業

(2) 興行的要素又は娯楽的要素の強い事業

(3) 国、都道府県又は他市町村が主催する事業

(4) 本市より別途負担金、補助金又は交付金を受けた事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) その他市長が適当でないとするもの

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額等は、次の表のとおりとする。

(1) スポーツ大会・イベント

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助限度額
スポーツ大会・イベント	会場使用料、機材・バス等借上費、看板・ポスター等制作費、資料印刷費、その他スポーツ大会・イベントの開催に要する経費（食糧費は除く。）	補助対象経費の2分の1以内	20万円

(2) スポーツ合宿

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助限度額
スポーツ合宿	宿泊費、会場使用料、機材・バス等借上費、資料印刷費、その他スポーツ合宿の開催に要する経費（食糧費は除く。）	1,000円×延べ宿泊数	10万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の主催者等につき1年度当たりの限度額を20万円とする。
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、スポーツ大会・合宿等を開催する7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
(変更の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更。ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。
- (2) 補助金の額の変更

2 補助事業者は、前項の規定による変更の承認を受けようとするときは、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金変更承認申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更事業計画書(第2号様式)
 - (2) 変更収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (変更の承認通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金変更承認通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金取下げ届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 宿泊証明書（スポーツ合宿の場合に限る。第8号様式）
- (4) 活動実績が分かる書類（写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査を行い、適当であると認めたときは、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

主催者等名

代表者職氏名

電話番号

スポーツ大会・合宿等を下記のとおり実施したいので、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙事業計画書（第2号様式）のとおり
- 3 収支予算書 別紙収支予算書（第3号様式）のとおり
- 4 そ の 他

当団体は、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないことを確約します。また、必要な場合には、このことについて、沼津市が静岡県警察本部に照会することを承諾します。（確約する場合には、にレ点を記す。）

第2号様式（第6条、第8条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業報告書）

項 目	内 容
事業の名称	
主催者等名	
目的	
概要	
実施期間	開始日： 年 月 日 終了日： 年 月 日
開催場所	
予定参加者	県内参加者： 人 県外参加者： 人
宿泊施設 （スポーツ合宿の場合）	
延べ宿泊数 （スポーツ合宿の場合）	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ大会・イベントの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者の規約等団体の概要がわかるもの ・ 企画書・プログラム等大会の内容がわかるもの。 ■ スポーツ合宿の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者の規約等団体の概要がわかるもの ・ 行程表等合宿の内容がわかるもの

第3号様式（第6条、第8条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

項目	説明	予算額（円）
計		

2 支出の部

項目	説明	予算額（円）
計		

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

第4号様式（第8条関係）

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

主催者等名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け沼津市指令 第 号で補助金交付決定の通知があったスポーツ大会・合宿等を下記のとおり変更したいので、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既 交 付 決 定 額	金	円
変 更 承 認 申 請 額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

4 事業計画書 別紙変更事業計画書（第2号様式）のとおり

5 収支予算書 別紙変更収支予算書（第3号様式）のとおり

6 その他

第5号様式（第9条関係）

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

沼津市長

年 月 日付けで申請のあった沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業の変更について次のとおり承認したので、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 承認の内容

2 補助金交付変更承認額

(1) 変更前 金 円

(2) 変更後 金 円

(3) 差引額 金 円

第6号様式（第10条関係）

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金取下げ届出書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

主催者等名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け沼津市指令 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1 中止の理由

第7号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所
主催者等名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付け沼津市指令 第 号で補助金交付決定の通知があったスポーツ大会・合宿等の実績について、沼津市スポーツ大会・合宿等開催事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書 別紙事業報告書（第2号様式）のとおり
- 2 収支決算書 別紙収支決算書（第3号様式）のとおり
- 3 宿泊証明書（スポーツ合宿の場合に限る。） 別紙宿泊証明書（第8号様式）のとおり
- 4 そ の 他

第8号様式（第11条関係）

宿泊証明書

主催者等名

代表者職氏名

宿泊者数

宿泊日	宿泊者数
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
計	人

宿泊費用 _____ 円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

宿泊施設名

代表者

印

（連絡先

）

※必ず宿泊施設から証明を受けること。

※上記内容を満たす場合は、任意様式による提出も可能とする。